

NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2014/5/15 4号

発行：非核の政府を求める京都の会

■国内初の「地域自然エネルギー基本条例」を制定した滋賀県湖南



■コナン市民共同発電所初号機
(福)オープンスペースレガートが運営する障がい者支援施設
「パンパン」の屋根に設置



■蹴上発電所は国内初の営業用水力発電所



第一・第二疏水合流点からの傾斜
を利用して水を送る水圧鉄管



現在も稼働している第二期蹴上発電所

連載 自然再生エネルギーに挑戦する人々

—目 次—

滋賀県湖南市・谷畑英吾市長へのインタビュー……………	2～6 頁
湖南市地域自然エネルギー基本条例を制定	
寄稿：「来年は、被爆 70 周年、NPT再検討会議開催の年」……………	6 頁
原水爆禁止国民平和実行委員会事務局	
連載「自然再生エネルギーに挑戦する人々」④水力発電……………	7 頁
日本初の営業用の水力発電所―蹴上発電所	
連載「原発のない日本を求めて、講演行脚」③……………	8 頁
原発事故―その時あなたは命を守れるか？	
連載「NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い」④……………	9 頁
ビキニ水爆実験被災から 60 年 後輩たちが「忘れられた船」を追ってくれた 「死の灰」を浴びた貨物船「弥彦丸」乗組員追跡報道から 35 年経っていた	

滋賀県湖南市・谷畑英吾市長へのインタビュー

湖南市地域自然エネルギー基本条例を制定

地域経済の循環を図る「市民共同発電所」・「地域商品券」。

5月9日、本誌編集部は谷畑英吾湖南市市長にインタビューを行い、再生可能エネルギーの推進を地域経済の循環的発展につなげていく先進的ともいえる取り組みを取材しました。ここに主要点を紹介します。なお本編集部から望田幸男、市川章人、長谷川長昭、伊藤ともえが参加しました。

* * * * *

(望田) 東日本大震災以後、地域の再生可能エネルギーに関心をもち、とりわけここ1～2年は、本誌上で再生可能エネルギーに実際に取り組んでいる自治体や個人の姿を掲載しています。龍谷大学の白石勝克孝さんから湖南市を紹介していただきました。ご苦労話なども含めてお話しただけたらと思っています。

(長谷川) 非核の会は元来、核兵器廃絶を求めて活動を行っています。しかし、3.11以降、原発も核兵器と同じように人類と共存できないという見地から取り組みを進めてきました。湖南市についてもその辺のところもお話しただければと思います。

(望田) では、まず再生可能エネルギーの取り組みや条例の制定などの動機はどういうものだったのでしょうか。

(市長) 市民共同発電の取り組みについては、事業型として作られたものとしては湖南市の「てんとうむし1号」が日本で初めての市民共同発電所として、平成9年に作られています。障がい者と健常者が一緒になって仕事をしている「なんてん共働サービス」という会社の屋根に市民出資の太陽光発電が作られました。「てんとうむし2号」も作られました。東日本大震災の後の福島状況を見て、それぞれの地域において再生可能エネルギーを可能な限り作り出していくことが大事だということで取り組み始めました。

湖南市としては福島県富岡町を支援してきました



ので、その際に当時の警戒区域の中にも入らせてもらいました。一方で再生可能エネルギーについては、てんとうむし1号、2号の経過もありましたし、



地域エネルギー課を作り、検討を進めてきました。当時、民主党政権下で、「緑の分権改革」ということで、地域の人や物、またエネルギーや富が地域から大都市へ移動して、地域が疲弊しているという側面が目立って、地域の中でできるだけ循環させながら、大都市と地方が共生できるような社会を作っていく、というような方向性が出されました。再生可能エネルギーの検討もこれに乗っていきました。

実はこの地域は障がい者福祉の先進地でもあるので、そういったケア、福祉、そして地域の特産品を開発しながら、活力を出していくことを含めて基本的な設計を検討しました。再生可能エネルギーの取り組みは、大きな取り組みの中のひとつの支流です。そのなかで課題となったのは、平成24年7月1日に再生可能エネルギーの固定価格全量買取制度がスタートし、大企業のメガソーラの話もありましたように、大資本が地方に大きな再生可能エネルギーの拠点を作って、富を全部吸い上げるのであれば、同じ構造になっていきます。やはり地域に降り注いだ太陽、風とか雨を使った風力や小水力だとか、そういったものを地域の中の経済循環に取り込んで、地域が自立できるような形を作っていかなければならないと考えました。それで「地域自然エネルギー基本条例」を、平成24年の9月議会において全会一致で制定していただきました。

他方、市民共同発電所も、福祉との連携をはかるべく、20kW初号機は障害者福祉施設の屋根に設置

させていただいています。考え方としては、地域の自然エネルギーから生じた富、売電益については地域商品券、いわゆる地域通貨でお返しさせていただいて、地域の経済循環に貢献できるという制度設計にしました。式号機については、実は民間企業の屋根に設置させていただきました。地域自然エネルギー基本条例の中では、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進と掲げておりますので、市内で営業しておられる会社がメガソーラを作られたときに、それを市民共同発電とコラボしてもらえないかをお願いしました。計画のメガソーラ自体は国に対する申請等がされてありましたので、別に会社の屋根を貸していただいて、100kWの市民共同発電所を設置しました。全国でも最も大きな市民共同発電になる式号機の太陽光発電所です。企業とコラボした市民共同発電所の取り組みは日本で最初のものではないかと思っています。地域の企業も「企業市民」の一人ということで、その地域の市民共同発電には協力をさせていただくということで、商工会はじめ、さまざまな団体に協力していただいています。

ただ、初号機と式号機については、出資法等様々な法



律の絡みがあるので、信託会社をお願いして組み立てていただきました。今後は地域の金融機関と連携していかなければならないだろうという課題は残っています。それとともに目下、試みているのは、「小水力発電の可能性」ということで市内の水路で実証実験を実施しています。また市民の啓発や学習の機会を設けるということも条例で定めていますので、連続講座という形で学習の場を提供しています。

(望田) 先進的かつ多角的に展開し始めているわけですが、今後のことを考えたときに、市民の側がかなりポジティブに支えてくれるということがないと難しいと思いますが、そうした点で、どういう御苦労があるのでしょうか。

(市長) 本当は活動を持続的にしようと思えば、活動



する人にもメリットがないとおそらく続いていかないと思います。そういう意味での市民共同発電であれば、その果実を、売電益をいかに増やしていけるのが、つまりそこに協力していただく地域の企業や金融機関といかに連携できるかがポイントだと思います。固定価格全量買い取りが入った以上は、自治体としては、補助金は出さないよと言わせてもらっています。ただ設定価格が高かったので、様々な地域で、域外の大企業が入りこんで、利益が域外に流れ出ることがおこっている。そこはもう少し地域に利益がまわるような形での設計をしてもらわないといけなかった、国の設計上の問題だったのだと思います。

(望田) どの府県だったか、この種の取り組みが広まってきたが、蓋を開けたら70%以上が県外資本だったそうです。地産地消との兼ね合いが、この生命を決めますね。

(市長) きのう日本創生会議が2040年の市区町村別の人口推計を出していましたが、まさに地域から都会に人口が流れていく。またお金もエネルギーも流れているので、地域のエネルギーぐらいいかに内部循環できるものはないということです。今やられている野立てのソーラーパネルでは、本来はもっと有効に使うべき土地にたくさん並べて売電益をあげるようなことをやっています。それは屋根の上にあげて、土地の多機能利用というか、いろんな益を生んでいかなければならないと思います。

(市川) おっしゃった野立てのパネルですが、それは湖南市でも、企業がやっているようなケースはありますか。

(市長) あります。市民共同発電所は屋根です。実は地域自然エネルギー基本条例は湖南市が作ってか

ら、いく
つかの
自治体
がさら
に同じ
ような
ものを
作って
おられ
るので、



それがどんどん伝播していくようになっています。湖南市として、とりあえずは理念条例としてスタートしました。結局の目標は先ほどの話のように野立てのものとか、域外の資本にある程度規制をかけていくことがないと実効性が保てない、そのような課題はあるわけです。

もうひとつは先ほどの電力の地産地消ということが見えてこない、市民が参加をするのにもどうなんでしょうかという話があった時に、自分たちで何ができて何ができないのかということが、わからないと動きようがないところがあります。電力の可視化が今後大事になっていくと思います。

(望田)現時点で電力量の総量の概算というのはあるのですか。

(市長)今のところはありません。それをこれから検証していかないと思います。

(市川)住民自身の学習の場、それを条例にも入れられているのにびっくりしたのですが、学習への参加や成果とかはどのような状況でしょうか。

(市長)毎回50人ぐらいは来られるのかなと思います。大学の先生とか、地域で活動されている方ですとかの話聞きながら、たとえば小水力発電の実証実験の現場を見に行くとかやっています。

(長谷川)理念だけで考え方に賛同してというよりも、実際利益になるということでない市民の参加はなかなか増えていかなと思います。ではどんな手立てをすればいいのか。ノウハウを求められているという感じがします。

(市長)条例化というのは、政策をコンクリートするとか、その場その場ではなくて、方向性をきちんと決めるということだと思います。その周りにいろん

な政策がぶらさがっていくようなことになります。自治体が独自に動いている自治事務で、国から委託されたものではないので、やはり自治体が団体自治の発露として自分たちの自治立法をつくって対応していくというのは大事なことだと思います。

脱原発・憲法問題に関連して

(長谷川)脱原発は新しい社会のスタートだと、先日金子勝さんがお話されていたのですが、やはり地方から社会構造を変えていくというスタートにできるのではないかと思います。

(市長)そういう意味でいうと、自治体は条例を作れば、それに基づいて動くのですけれども、国全体が動こうと思うと、憲法に書きこんだらいい。25条に生存権が書いてありますので、そこにひとつの項立てを入れたら、国全体としてはその方向に動かざるをえないことになるだろうと思うのです。

(長谷川)理念を書くというよりも、その方が得だと。得で幸せになるという成功例を示していく。湖南市さんのように。それが普及の取っ掛かりになるのではないかと思います。

(市長)25条は、健康で文化的な最低限度の生活を保障した条項なので、いま1項、2項がありますが、その後ろに第3項として、「国は世代間の公平性に配慮した安全で持続性のあるエネルギーの生産及び供給に務めなければならない」というような内容を加えるということであれば、与野党に限らず賛成があるのではないかと思います。

(長谷川)なるほどね。素晴らしいですね。

(望田)これは市長さんの思いですか。

(市長)わたしのメモです。

(市川)昨今の状況を見たら、市長さんから憲法という言葉が出てくるということはものすごくうれしいですね。それと関わってですが、若狭湾の原発がわれわれの足元にあります。とくに琵琶湖の汚染を心配しているのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。実際に事故が起きた場合の被害というのは免れませんか。

(市長)そうです。風向きにもよると思いますが。もしものときに最悪のパターンを考えるというのが大事

《湖南市地域自然エネルギー基本条例 平成 24 年(2012 年)9 月 21 日施行》

湖南市地域自然エネルギー基本条例

前文

東日本大震災とこれに伴う世界に類をみない大きな原子力発電所事故は、わが国のまちづくりやエネルギー政策に大きな転換を促しました。これからのエネルギー政策について新たな方向性の確立と取り組みが求められています。

湖南市では、全国に先駆けて市民共同発電所が稼動するなど、市民が地域に存在する自然エネルギーを共同で利用する先進的な取り組みが展開されてきました。自分の周りに存在する自然エネルギーに気づき、地域が主体となった自然エネルギーを活用した取り組みを継続的に進めていくことが大切です。

わたしたちは、先達が守り育ててきた環境、自然エネルギー資源を活かした地域経済の活性化を図ることを目指すため、ここに湖南市地域自然エネルギー基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域における自然エネルギーの活用について、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自然エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 太陽光を利用して得られる電気
- (2) 太陽熱
- (3) 太陽熱を利用して得られる電気
- (4) 風力を利用して得られる電気
- (5) 水力発電設備を利用して得られる電気(出力が 1,000 キロワット以下であるものに限る。)
- (6) バイオマス(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第 208 号)第1条第2号に規定するバイオマスをいう。)を利用して得られる燃料、熱又は電気

(基本理念)

第3条 地域に存在する自然エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。

- (1) 市、事業者及び市民は、相互に協力して、自然エネルギーの積極的な活用に努めるものとする。
- (2) 地域に存在する自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図るものとする。
- (3) 地域に存在する自然エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用するものとする。
- (4) 地域に存在する自然エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の理念に沿って積極的に人材を育成し、事業者や市民への支援等の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自然エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って効率的なエネルギー需給に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、自然エネルギーについての知識の習得と実践に努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、自然エネルギーの活用に努めるものとする。

(連携の推進等)

第7条 市は、自然エネルギーの活用に関しては、国、地方公共団体、大学、研究機関、市民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

(学習の推進及び普及啓発)

第8条 市は、自然エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、自然エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



だと思います。湖南市の場合は90%以上、水道水は琵琶湖から水を汲み上げています。それを県の企業庁から買い上げていますが、企業庁でも対策をたてられています。

(市川) 若狭湾の場合は、特に古い原子炉が多いですから。

(市長) 市長会で美浜の3号機にも入りましたし、もんじゅの原子炉格納容器の中も見に行きました。

(市川) わたしも行きましたが、写真すら撮らせてもらえなかったです。

(市長) 大飯の3、4号も地域の区長研修での見学に同行しました。

(長谷川) 滋賀の市長さんたちの認識はどうでしょうか。

(市長) 関西電力と話し合いをするということも何回かさせてもらっているの、やはり原発の安全性というものにはみんな敏感だと思います。

(長谷川) 滋賀では琵琶湖の問題もありますが…。

(市長) 大津、高島、長浜、米原、彦根など、琵琶湖の周りを囲んだところは敏感だろうと思います。その他の自治体もほぼ同様だと思います。

(市川) 自治体としての避難計画についてはいかがでしょうか。

(市長) ここまでは距離がある程度ありますので、直接的に大きい被害としてくるという想定はしていません。地域防災計画を作る中で、原発事故の対策も作りましたが、国、県との対策ともあわせながら策定していますので、市独自ということはあまりなかったかな。

(望田) 最後に、国とか県とか、住民にお伝えしたい思いがございましたら、一言。

(市長) 再生可能エネルギーの普及等に関しては、世代間もふくめた議論が必要だと思います。

また、自治体においては、自治事務で地方から社会構造を換えてくることが大事なのではないかと考えます。



来年は、被爆 70 周年、NPT 再検討会議開催の年

今年の平和行進では、核兵器廃絶に向けて何ができるか、自治体のみなさまと一緒に考える機会にしたい！

(原水爆禁止国民平和行進京都実行委員会)

広島・長崎の被爆から 69 年、57 回目を迎えた今年の原水爆禁止国民平和行進は、5月6日、広島、長崎にむけて東京・夢の島を出発し、全国 11 の幹線コース、のべ 8,000 キロを結んでスタートしました。

京都府内の行進日程とコースは、①東京・広島コース(6月 21～26 日／京都市以南)、②富山・広島コース(7月2～4日／府北部)、③綾部・亀岡コース(7月8～12 日／府中部)、④京都市内網の目コース(7月 12 日／京都市内各行政区)です。今年も全自治体を行進し、非核・平和施策に関する要請と懇談をおこないます。毎年、多くの自治体から暖かい激励のあいさつやメッセージなどのご協力をいただき、たいへん感謝しております。今年も自治体のみなさんには何かとお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

さて来年は、被爆 70 年であり、4月末からはニュー

ヨークの国連本部で5年に 1 度の核不拡散条約(NPT)再検討会議が開かれる節目の年となります。このNPT会議に向けて、前回 2010 年のNPT会議で合意された「核兵器のない世界」の実現のために、核兵器禁止条約の交渉開始を求めて国連、各国政府、世界の自治体、市民社会(NGO)が行動を広げています。核兵器の非人道性から、その廃絶を求める流れも強まっています。

今年の行進では、来年のNPT会議にむけて、核兵器全面禁止の声をさらに広げて、ニューヨークにつなげていきたいと思っています。京都では平和首長会議への加盟が年々増え、26 自治体(京都府除く)中 22 自治体と広がっています。自治体での原爆(写真)展も広がりを見せています。今年の平和行進を、核兵器全面禁止・廃絶という共通の願いにたって、自治体のみなさんと何ができるのかを一緒に考える機会にしたいと思います。「核兵器のない世界」へ一緒に歩きましょう。

(事務局長 小杉功)



京都市内に水力発電所が4カ所もあるのをご存知ですか？ 歴史はさかのぼります。

* * * * *

●京都はエコ産業都市の元祖●

京都市内に水力発電所が4カ所もあるのをご存知ですか？ 歴史はさかのぼります。

明治維新後の東京遷都[明治2(1869)年]で急速に衰退した京都の再興策として、琵琶湖から京都に水を引き、水車動力、舟運、灌漑、精米水車、防火などを目的として京都府3代目の知事、北垣国道が疎水工事を計画しました。明治18(1885)年に着工されましたが、途中、明治21(1888)年にアメリカコロラド州の水力発電を視察した田邊朔郎技師が水力計画を発電用に変更し、事業用として蹴上に水力発電所を建設することにしました。



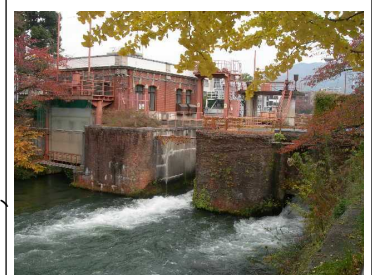
琵琶湖疏水事業の主任技師 田邊朔郎の銅像

水力発電所は宮城紡績や足尾銅山に自家用発電として建設されていましたが、蹴上発電所は日本初の営業用の発電所として明治24(1891)年に運用を開始しました。これを設置したのは京都市でした。この電力は京都市内の時計工場や紡績工場等に利用されましたが、明治28(1895)年に民間企業の京都電気鉄道が、日本最初の路面電車(伏見～京都駅前)を走らせるなど、京都

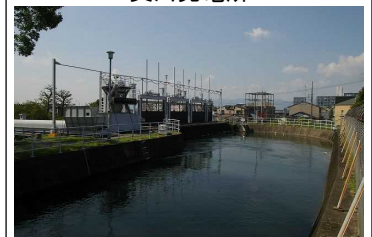
の近代化と発展に貢献しました。蹴上発電所は当初 直流式発電機2台を備え、出力160kWでしたが、その後幾度か工事が行われ、現在は関西電力の発電所として最大出力4,500kWで京都の街へ電気を送っています。

京都市はさらに第2疎水の開通を利用して、大正3(1914)年に夷川発電所(230kW、左京区聖護院蓮華町)と墨染発電所(1100kW、伏見区深草墨染町)を設置しました(現在は両者とも関西電力所属)。この他、京都市は蹴上げのインクライン横の水路に出力19kWの小型発電機を設置して、売電しています。

このように、京都は早くから市内に水力発電所を設置し、今なおこれを利用し続けているエコ産業都市の元祖です。



夷川発電所



墨染発電所

琵琶湖疏水記念館

〒606-8437 京都市左京区南禅寺草川町17
TEL: 075-752-2530 / FAX: 075-752-2532
<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

連載：原発のない日本を求めて、講演行脚

原発事故

—その時あなたは命を守れるか？

市川章人(元京都府立高校教諭)

3月7日、スリップを危惧しつつも雪道を車で北へ、丹後に向かった。原発・放射能についての「出前授業」を与謝の海支援学校で行うためである。奇しくもこの日のちょうど87年前、1927年に北丹後地震が発生。死者約3000人を出す大災害に発展し、活断層という用語ができた地震でもある。学校は絶景天橋立を眼前にした小高い場所にあるが、この地は当時、震度6、立てないほど揺れたであろう。

この学校の高等部の子どもたちは、東日本大震災以後、地震や津波の学習を積重ねており、さらに原発・放射能についても学ぼうと、私に講師依頼がきた。校舎は高浜原発からちょうど30km、重大事故



があれば避難を余儀なくされる。子どもたちに命を守る力を育もうと努力される先生方の熱い思いに応えるべく、難しい用語をできるだけ退け、どこまで易しく伝えられるか、私にとっても新たな挑戦になった。子どもたちの真剣な視線を感じながら、一方で、放射能事故では「こうすれば絶対に大丈夫」とは言えないことに胸中穏やかではなかった。後に感想文で、「少し難しかった」が「放射線が体に見えない傷をつ

け」「年齢が低いほど放射線に弱いことが良くわかった」「放射線はとても怖い」などのしっかりした受け止めを見てホッとするとともに、大人の責任の大きさを改めて感じた。

若狭湾は、「原発銀座」の異名どおり原発が日本一密集し、活断層も多数ある世界有数の危険地帯だが、事故時の防災計画の作成は困難で、検討課題が山積している。舞鶴市の避難計画をみても、道路寸断など地震・津波被災を想定せず、福井からの避難も想定外、観光客は対象外になる。それでもバス等の集団移動手段は不足し、実際には道路渋滞も起きて放射能気流に追いつかれてしまうだろう。

国の防護措置を準備する区域（UPZ）の設定基準は「7日間の被曝線量100mSv」である。つまり、被曝は前提であり、無謀といえる線量まで被曝を容認するのである。しかも、高線量被曝の危険地域でのむずかしい判断と行動を、特別訓練された部隊ではなく、自治体職員が担われる。

高浜原発のUPZは概ね30km圏内とされる。しかし、この距離は高い被曝線量の3%分を切り捨てたシミュレーションに基づいており、全データを考慮すると60kmを超える。この場合、UPZは60km圏内となるが、そうすれば対象住民数は一気に増え、避難計画はいよいよ非現実性を帯びる。

国は、過酷事故が起きうることを前提で原発稼働基準を作っておき、自治体には、安全確保のために避難計画を作れという。問題の立て方が逆であり、解けない問題を解けという無理難題である。

ところが大正解があった—それは「住民ではなく、原発に“避難”をさせる」だ！

(当会常任世話人)



※「エネルギー自給・エコ事業」推進の平成26年度京都府予算について・・・京都府関係部局のご尽力により、エネルギー自給・エコ事業推進に関連する平成26年度京都府予算案説明書が本会に送付されてきました。かなり詳細にわたるものですが、ご希望の方には、メールアドレスをお知らせいただければ、事務局からメール通信させていただきます。(編集部)

せんしゅう
連載: NO NUKES 千秋の想い

ビキニ水爆実験被災から 60 年
後輩たちが「忘れられた船」を追ってくれた
「死の灰」を浴びた貨物船「弥彦丸」
乗組員追跡報道から 35 年経っていた

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局長）

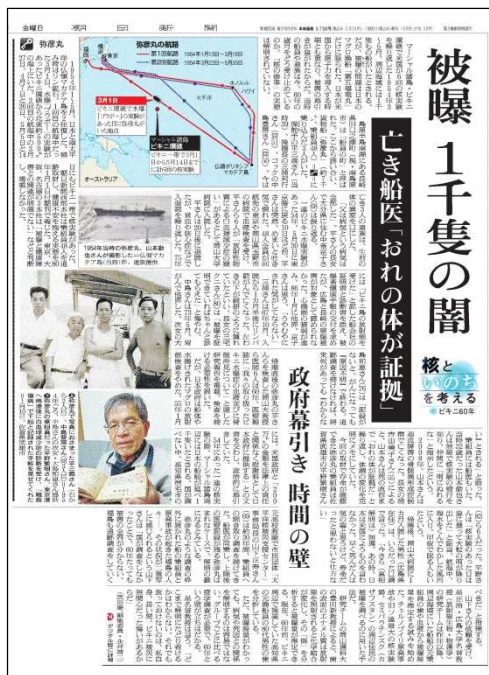
今年はビキニ被災 60 年です。今回は個人的な話を記すことをお許しください。

2月28日午前1時31分。真夜中に1通のメールが届きました。朝日新聞大阪本社社会部・核と人類取材センター事務局長、副島英樹さんからでした。「突然のメールで大変恐縮です」に始まり、「核といのちを考える～ビキニ60年」の紙面企画の一環として「弥彦丸その後」の記事を本朝日に掲載した、との連絡でした。「長谷川さんが西部本社デスク時代に取り組まれた弥彦丸乗組員の実態調査は、社会に重要な問いかけをする調査報道でした。しかし、西部本社版以外は掲載されませんでした。何らかの形でこのリベンジができないかと思い、」もう一度、元乗組員や遺族を取材班が訪ね記事化したこと、今回は4本社すべてに掲載されたことなどが記されていました。

びっくりして朝を迎え紙面（京都配布版）を開くと、第1社会面トップ「被曝 忘れられた船」の主見出しが目に飛び込んできました。「亡き船医『おれの体が証拠』」「被害解明へ時間の壁」とも。ビキニ水爆実験の「死の灰」で被災したのはマグロ漁船・第五福竜丸だけではありません。マーシャル諸島の住民のほか、当時、周辺海域には延べ1千隻の船が往き来し、多数の船乗りが被曝していたのです。貨物船「弥彦丸」もそのうちの1隻で、4半世紀後の乗組員48人全員を取材班が追跡し健康不安を訴える実態を報じたのは1980年元旦でした。しかし、力不足で、その後のフォローができないまま、私は新聞社を卒業しました。

数年後、地元のマグロ漁船元船員にビキニ被災者がいるのを知った高知県の元高校教師、山下正寿さん（太平洋核被災支援センター事務局長）は

教え子たちと地をはうような聞き取り調査を進め、科学者の協力も得て、日米政府が結託した核被害の隠ぺいというビキニ事件の真相を、30年近くかけて暴いていきます。それを知った四国のテレビ会社・南海放送のディレクター伊東英朗さんは、山下さんの取り組みをドキュメンタリー番組にして世に問い、自ら監督となって映画「放射線を浴びた[X年後]」を制作、いま全国で上映運動を進めています。



私は中途半端なまま仕事を終えてしまった己を長い間悔いてきました。副島さんからのメールには「第五福竜丸以外の船舶の核被害が『封印』されたことを問い直すことは、60年後の現在、福島原発事故の後だからこそ、大きな意義があることを痛感しました」とありました。35年かかったが、心ある後輩のジャーナリストたちが、何が問題かをしっかり捉え動き出してくれた一私にとって、これこそ一番のリベンジでした。

（参考）山下さんを知るには山下正寿著「核の海の証言——ビキニ事件は終わらない」（新日本出版社、2012年）をお薦めします。私自身は当会ホームページに2008年12月28日「ビキニ被災船追跡報道の苦い思い出」の一文を書いています。

（当会常任世話人）

取材後記

★湖南省の市長インタビューを終え、地域エネルギー課の池本さんに教えていただいた、「ケンミンSHOW」で話題になったという「みくりやうどん」のエビフライ・エビ天入りのカレーうどんをいただき、お腹いっぱい京都に戻りました。「みくりやうどん」湖南省夏見 639-1 TEL 0748-72-4411

